

香芝市障害者活躍推進計画

機関名	香芝市、香芝市議会、香芝市選挙管理委員会、香芝市監査委員、香芝市公平委員会、香芝市教育委員会、香芝市農業委員会及び香芝市上下水道事業
任命権者	各機関の任命権者(職員の採用については、市長部局で一括採用した上で行政委員会等へ出向を行っているため、連名での作成とする。)
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
障害者雇用に関する現状	法定雇用率に係る障害者雇用については、平成30年度は1名不足、令和元年度においては、不足人数はなかったものの率としては、法定雇用率を下回った。原因としては、年度途中の退職や平成29年度、平成30年度に障害者対象の職員任用試験を行ったが、2カ年とも任用辞退となったことから現在に至る。
目 標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度の6月1日時点における法定雇用率以上とする。(現状の法定雇用率2.5%以上、令和3年4月には2.6%以上となる予定) (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率: 2.32% (評価方法) 毎年度の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。(定着率100%) (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者等の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を適切に選任し、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。また障害者職業生活相談員が変更される場合は、その都度当該職員へ周知する。

<p>障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出</p>	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となり、相談があった場合には、所属長を交え負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>障害者の活躍を推進するための環境整備 ・人事管理</p>	<p>○基礎的な環境整備として、障害者の要望を踏まえ、検討する。</p> <p>○定期的な面談により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>その他</p>	
	<p>○障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>